

狹山市学童保育室入室承認基準指數

«基本点：次の1～3までのいずれか»

1. 就労できる場合

保護者の就労により児童の保育ができない場合

保護者の就労形態			点数	
① 保護者の勤務状態	①-1 外勤	会社員 自営業 (パートを含む)	月20日以上勤務	16
			月16日以上勤務	12
			月12日以上勤務	8
			月8日以上勤務	4
			上記以下	0
	①-2 内勤	自営業 (専従者を含む)	月20日以上勤務	14
			月16日以上勤務	10
			月12日以上勤務	6
			上記以下	0
		内職	月に20日以上	8
			月に16日以上	4
			上記以下	0
	①-3 無職 (確約書)	内定あり	月20日以上勤務	12
			月16日以上勤務	8
			月12日以上勤務	4
			上記以下	0
		内定なし	月20日以上勤務	8
			月16日以上勤務	4
			上記以下	0
② +就通勤終了時間	19時以降		8	
	18時以降		7	
	17時以降		6	
	16時以降		4	
	15時以降		2	
	15時より前		保留	
	無職（確約書・内定なし）		0	
③ 勤務地	狭山市内		1	
	県内隣接5市		2	
	県内上記以外の市町村		4	
	東京都内		5	
	上記以外		6	
	無職（確約書・内定なし）		0	

2. 就労できない場合

(1) 疾病・出産または障害があるため、児童の保育ができない場合

事由	内容	点数	
① 疾病	入院（期間中に限る）	20	
	自宅内	常時病臥、感染症	16
		療養（病後）	12
② 障害等	障害者・療育・精神手帳あり	16	
③ 出産	産前6週、産後8週の期間内に限る	26	

(2) 介護をするため児童の保育ができない場合 (いずれかの①+②)

事由	内容	点数
①自宅内介護	週4日以上かつ一日6時間以上	8
	上記以外	4
②自宅外介護	週4日以上かつ一日6時間以上	10
	上記以外	6

上記に定めが無い、日数・時間の場合は、原則として保留とする。

3. その他の場合

事由	内容	点数
①学生等	職業訓練校、その他学校等に日中、恒常に就学している	12
②特例	ここに定めのない事由により、児童の保育ができない場合	協議

※ 保護者の基本点は“家庭内における保護者の平均点”とする（両親の場合三父十母÷2）

«調整項目：下記に該当する場合は調整を加える»

①児童	①-1 学年	1年生	16			
		2年生	10			
		3年生	4			
		4年生	0			
		5年生	-6			
		6年生	-12			
	①-2 障害等	手帳有り	障害1・2級、療育Ⓐ・A、精神 障害3級、療育B・C	8 5		
②ひとり親		母子・父子家庭（単身赴任を含む） (死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁等)	16			
③同居親族	75歳未満		就労有り 就労無し	0 -10		
	④別居祖父 母	75歳未満 かつ就労な し	狭山市内	-2		
			隣接市内	-1		
			上記以外	0		

【注釈】

- 1 就労時間等は就労証明書によるが、実際の勤務が著しく相違する場合は、3ヶ月の実績及びシフト表等を確認し、認定するものとする
- 2 外勤とは、自宅を離れて就労するものとする
- 3 内勤とは、自宅内（自営業者の場合は事務所等を含む）にて就労するものとする
- 4 内職とは、自宅内において、請負就労を行っているものとする
- 5 感染症は、医師の診断等により隔離が必要であると認められる疾患とする
- 6 被介護者は、要介護者（要介護認定1～5）若しくはこれに準ずるものとする
- 7 父又は母のどちらか一方の就労終了時間並びに通勤時間を合算した時間が15:00より前である場合、保留とする
- 8 父及び母の両方の就労終了時間及び通勤時間を合算した時間が19:00以降である場合、保留とする
- 9 児童及び児童の兄弟姉妹の保育料（保育所保育料含む）に未納がある場合、保留とする
- 10 無職の場合であっても求職中であれば審査対象とするが、入室後1か月以内に就労しない場合、退室とする
- 11 指数が同点の者が複数おり、かつその全員を定員超過等で入室させることができない場合は、自宅から勤務地までの距離がより遠いものから順次入室決定するものとする

※ ここに定めのある事項で疑義が生じた場合は、協議し点数等を再決定するものとする